

告 発 状

平成21年3月27日

大阪地方検察庁特別捜査本部 部長殿

青森県弘前市

告発人： 鎌 田 まりみ 印

滋賀県高島市今津町酒波字西野 1186-2

被告発人：アーク・エンジェルズこと
林 俊 彦

告発の趣旨

アーク・エンジェルズ(以下AAと称す)こと林俊彦が、2009年1月1日に立ち上げた「動物虐待監視委員会」は、次のとおり多くの被疑事実があり、欺もう行為に満ち、インターネットを通して多くの人々に錯誤を与えている存在である。これは以下の法律に抵触する。

第37章 詐欺及び恐喝の罪

(詐欺)

刑 246 条1 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

(未遂罪)

刑 250 条 この章の罪の未遂は、罰する。(準用)

上記法律ならびに刑法条に明らかに該当すると思われますので、取調べの上、被告発人らの、さらなる悪事の拡大を防ぐとともに、同人を厳重に処罰していただきたく、告発いたします。

1. 動物虐待監視委員会の概要

アーク・エンジェルズによる「動物虐待監視委員会」の創設の経過・概要

- ① 2008年12月5日付「ずばり一言」で、動物虐待監視委員会の創設が発表された。
- ② 2008年12月31日付でアップされた「新年のご挨拶」で、「動物虐待監視委員会」について言及がある。
- ③ 2009年年1月1日「動物虐待監視委員会」の正式発足
- ④ 2009年1月23日ホームページトップページにて発足のアナウンス初めてその概要が明らかにされる。(証拠1・2・3)

2. 動物虐待監視委員会の欺もう行為・錯誤の指摘

① 虐待の定義不在 (証拠1)

会の規約並びに創設の文章の内容の何処を読んでも虐待についての定義が全く無く、基準が曖昧であるどころか、同会の中でも記載が無く存在しない。

② 行政との関わりの矛盾・虚偽 (証拠4)

「アーク・エンジェルズは、こういった情勢から鑑み、民間レベルでどこまで実践できるかはわかりませんが、官民一体となって監視活動の強化を模索してまいりました。」

という記述があるが、AAは大阪市認証団体第1号なる勝手な称号を着け、大阪府に関わりを完全に拒否されている。あたかも真実であるような虚偽をもちい、人をだまそうとする行為である。今までに大阪・滋賀いずれも官公庁からのどのようなことがあったという発表は一切無い。**事実無根であり故意の錯誤**である。

また、新年の挨拶では

「年末に市長と面談し、話し合い、真摯な謝罪を受け誤解が解けて、共に動物愛護活動の推進に理解を得ることが出来ました。本年は高島市、滋賀県共に官民一体となって活動を推進し全国初のモデルケースとなるべく活動を開始する運びとなります。私、林俊彦は一命を懸けて日本の動物愛護活動に精進いたします。動物愛護に関して尚、一層の邁進となりますように」

とかかれているが、2009年3月26に付けの記事では

「地元行政の高島市は、地元住民が反対運動を継続している以上、当団体と協定を締結する意思はないと報告がありました。

前任市長との会話とは180度の方向転換でしたが、現市長も政治家。色々、思案されての事でしょう。

民意を無視しての対話は好ましくないとの判断でしょうが、住民との軋轢を行政が仲裁する目的で協定書の話が浮上していたのですが、前市長との対話も市議会の承認もあつた結論を無視されての決断には些か驚き、二年近くも尽力された担当職員さんの努力も

気泡と化した結果は残念なことです。

新市長は反対派集会には出席し対話をされ、他方、当団体とは対話もなく面識もありません。双方の意見を聞き、公平な判断をする立場の首長とは思えない所作ですが、この地域では有り得る所作なのでしょうか。市職員さんには、本当に長い間、ご苦勞様でした。これで地元行政とは対話がなくなり地元住民との対話の機会がなくなった訳ですが、今までは、立ち入り調査や犬の頭数確認、犬の出入りを逐一、報告をしてきたのですが、それもなくなってしまったのです。」

とあり、一貫して行政に拒否をされ続けていることが見て取れる。

③ 団体構成員の虚飾（証拠1）

「このたび、団体の活動の延長として保護収容した犬は保護シェルターにて保護管理し、レスキュー活動は新たな組織でレスキューチームを組織し活動を分離させることとしました。無くならない劣悪環境の施設からの救済を第一目標として活動を今以上に強化いたします。」

とあるが、太宰府・福岡ともに犬を引き取りに入ったのは、普段の飼育者と同じ林俊彦・川端加津子・愛知支部長など、同メンバーである。あたかも団体関係者が多くいるように見せかけている虚飾に他ならず**団体実態について多大なる錯誤をもたらす。**

④ 捜査権・調査権など権限の欺罔（証拠1）

「悪質なブリーダーの監視も今後徹底し、併せて行います。繁殖場の施設監視を行い適切な飼育環境の指導を実施し、不適切な場合は改善要求をしていきます。施設改善を業者が受け入れない場合は毅然とした対応を行い告発も辞さない覚悟で監視活動を実践していき、劣悪環境から犬たちを救い出し健全な環境作りに貢献します。」

「ブリーダーの健全な施設維持監視と適切な繁殖を指導監視する」

と表記があるが、捜査権はおろか立ち入り調査能権さえ付与されていない一民間団体には強制力もなにもない。しかし、事実、福岡レスキューでは、あたかもそれが法で制定されたかのような虚偽を繰り返し、犬を取り上げている。（**証拠8**）

これらは、著しく誤解を持たせる表現となっている。

「動物虐待監視委員会」には、そうしたことを行う権限は付与されていない。ブリーダーが協議会を組織した上で、掲げるべき程度の自主基準でしかないにもかかわらずあたかもその権限があるかのような表記は**悪質な錯誤**である。

⑤ 活動趣旨と委員会趣旨との矛盾（証拠1）

「現在、遺棄や保健所に捕獲収容されている犬の半数は繁殖業者によるものだと言われています。」

これは、動物虐待監視委員会の必要性を強調せんがための**情報の故意の歪曲**である。

AAはこれまでは、自サイト活動日誌や、林俊彦代表は自ブログ「ずばり一言」では「一般家庭からの廃棄犬が多い。」と主張していたのに、立ち位置を見事に摩り替えてしまっている。論旨が全く一貫しておらず、すでに同組織であるにも関わらず矛盾点が明白である。

【動物虐待監視委員会の活動内容】

1 目標監視地域を限定し、その地域内の繁殖場を視察訪問し施設の環境を検分します。改善点を指摘し改善要求を行い3 ヶ月後に再度訪問し適切に改善がなされているかのチェックを行います。指摘どおりの改善がなされていた場合は、優良店としての認定を行います。

2 改善要求の拒否や適切な改善がなされなかった場合は、動物愛護に関する法律に基づき行政に通報し行政による指導、勧告、命令を要請し厳しく告発を行います。

3 また協力優良店に認定された業者には、団体より推薦を行い且つ優良店マークをつけ公表します。協力優良店には活動協力店として当会（動物虐待監視委員会）に入会して協力して頂きます。

1 については、本来なら保健所などの管轄であり、民間団体が代行をするためには、法律の制定が不可分となる。捜査権も調査権もない民間団体に立ち入りをする権限はない。

優良店認定に関しても、繁殖工場の未来への営業が前提されたうえのこととなり、繁殖工場生産に対して反対を唱えていることと、上記活動内容も含め、全く整合性がなく悪質な錯誤が見て取れる。

そもそも適正施設の定義が明らかにされていないため、「動物虐待監視委員会」の恣意性が入り込むようになっているところで、優良店認定に効力が存在しない。

2 についても同様である。適切、適正な施設の定義がない以上、告発はすれども、効果は挙がらずとなる。調査に行ったものの、定義がないため委員会の主観ひとつで決まるおそれが高く、重要な錯誤を生む。

3 については、優良店認定をしたら、どこの団体に推薦するのか明記がない。優良店マークはどこが発行するのか。説明がない。つまりこの認定は全く実態のないものである。さらに「動物虐待監視委員会」への入会を義務付けていると読める。

これら活動内容は、動物虐待委員会にその権限などが皆無であるにもかかわらず、多くの人々に錯誤を引き起こす表現となっており、これは意図的、恣意的な非常に悪質な欺罔行為であるといえる。

⑥ 発起人についての矛盾(証拠 1)

「発起人動物愛護団体「アーク・エンジェルズ」代表 林 俊彦 動物虐待監視委員会」動物虐待監視委員会は上記のように結ばれている。

設立発起人だけが記されているのだが、発起人としていながら、設立する団体の名を記載するという意味不明なものが入っている。従って発起人という者が存在する可能性はきわめて低い。

したがってこの表記は虚偽である疑いが非常に濃く、通常常識では考えられないことである。これらも同委員会があたかも信用があり、支援者が多く存在するように見せかけようとしたことがみてとれる。

⑦ 会員入会の特典の錯誤の事実（証拠3・5・6）

【動物虐待監視委員会入会の特典】

- * ペット購入者への推薦
- * リタイア犬の引き取り（有料）
- * 全国ペット小売業協会、JKCへの推薦
- * ボランティア紹介
- * ドッグフードの販売
- * 広報誌発行

動物虐待監視委員会の会員になると上記の特典が与えられるとあるが、全国ペット小売り協会ならびに、JKC全国支部より、AAとは一切関わりも、今後関わる予定もないという回答を得ている。

従って月1万円・年間12万円もの会費を支払って、この特典が与えられる可能性は、両会の回答から一切皆無であり、詐欺行為とみてよい。

推薦すると明記しているJKCと全国ペット小売り協会と動物虐待監視委員会の間には、両会からの回答から明白にわかるとおり、委託契約や約束などは一切無く、実態のない特典をうたった錯誤をもたらす重要な事実である。（証拠5・6）

このようにあたかも特典があるように、インターネットで広く広報し、会費を募っていることは、今現在、被害者がいなくても実態のない推薦行為で、お金を集めようとしていることであり詐欺未遂罪が適応される。

【総括】

従って、AAが提唱する動物虐待委員会はなんの実態もなさないばかりか、いい加減な特典を挙げ、あたかも行政や諸団体と信頼関係があるように見せかけ、人を信用させる錯誤事実に満ちたものであり、この錯誤を広く広報する事により、高額の会費を募ることを目的としたものであり、非常に悪質な**欺もう行為**である。従ってこの動物虐待委員会は詐欺罪・あるいは詐欺未遂罪が適応され厳罰に処す必要がある。

よって、AA（動物虐待監視委員会）のさらなる悪事の拡充を防ぐためにここに告発する。

3. 証拠書類一覧

1. アーク・エンジェルズ動物虐待監視委員会の創設文書
2. 悪徳繁殖業者からのレスキュー白書
3. 動物虐待監視委員会の入会申込書
4. 林俊彦ブログずばり一言「徐々に確実に進歩」3／26
5. JKCよりの回答書（FAX）
6. 全国ペット小売り協会からの回答（メール）
7. 林俊彦ブログずばり一言「動物虐待監視委員会の発足」12／5
8. 恐喝の事実